

電気の経過措置料金に関する専門会合報告書（骨子）（案）に対する意見

国際環境経済研究所 理事・主席研究員

竹内 純子

報告書案を拝見した上で、意見として提出いたします。

1. 今回の結論について（骨子全般）

- 経過措置は解除するのが原則であると理解しています。
- 低圧需要家向け小売り規制料金に関する電気事業法の立て付けは、2020 年 3 月で原則経過措置解除、ただし、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる」場合に限り、区域を特定して 2020 年 3 月以降も存続することがある、と理解しておりました。
- 会合の中で、「今解除できる状況には明らかになく、解除するというのであればその理由を明確にする必要がある」とのご発言がありましたが、それは法の立て付けからして逆だと理解しております。原則は解除であるならば、明確にすべきは、解除しない「**必要性が特に高い**」理由について（「**必要性がある**」でも「**必要性が高い**」でもなく）電力ガス取引監視等委員会の説明責任があるはずです。
- 今回、みなし小売電気事業者による不当な値上げの可能性があることをもって、経過措置を解除しないとの判断をしようとしていると理解していますが、経過措置を解除されたとしても、全く放任になるわけではありません。事後規制として市場監視がされることは、本会合でも議論されてきたことですので、解除すれば不当な値上げを正すことができなくなるわけではないはずです。
- 第 8 回の委員会で携帯電話市場における寡占の影響が話題となりましたが、携帯電話事業と電気事業では、前者の方が利益率は高いので、携帯電話会社は電気事業の利益をゼロにしてでも、電気を携帯電話の販促に用いるインセンティブが存在します。本会合のタスクの範囲から、あるいは、携帯電話事業者が大きくシェアを伸ばしていることはないということで、今議論すべき議題ではないという意見が出されました。
- しかし携帯電話を話題にしたのは、市場支配力行使の「可能性」という点ではみなし小売電気事業者によるものと同様だろうと考えたからです。仮に将来、携帯電話会社による市場支配力行使が顕在化すれば、前項で述べた通り、事後規制としては正措置がとられるでしょう。みなし小売電気事業者による市場支配力行使の「可能性」も同じ取り扱いで問題ないのではないかと思います。
- 2013 年 2 月の「電力システム改革専門委員会報告書」の P11 に、次のような記載がありました。「経過措置は激変緩和のため」であり、「経過措置終了後も事後規制など需要家保護策は措置される」としており、私の意見に整合的であると考えます。

『小売参入の全面自由化後しばらくは、需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当である。なお、経過措置終了後においても、需要家保護のために最低限必要な制度として、3. で後述する最終保障サービスやユニバーサルサービス、事後規制としての需要家保護策は措置することが適当である。』

- さらに付言すれば、現在、自由化され、法的独占が担保されていない状態であるにも関わらず、みなし小売電気事業者は低圧需要家への供給について供給義務が課されています。こうした状況で供給義務が課されることは、普通はないと理解しています（類似の事例として、新電電との競争状態にあるにもかかわらず固定電話の設備敷設義務がNTTに課されているケースがあったと認識していますが、ユニバーサルサービス基金による補填を前提としたものであったと理解しています。）。私はこの経過措置が設けられた当時の議論に参加していたわけではありませんが、これは、当時の立法過程において、経過措置は「暫定的なもの」という意識が根底にあったのではないかと、推察する次第です。

2. 競争的環境の持続性について（P17 3-2）

- これは会合の中でも何度も同様の発言をしておりますが、改めて申し入れます。専門会合の議論では、「旧一般電気事業者の発電部門による自社小売部門への電源調達面での不当な内部補助」という言い方が盛んにされておりましたが、他方、旧一般電気事業者は余剰電源について、固定費の回収が期待できない価格で市場投入をしています。つまり、限界費用の高いピーク電源については、新電力は固定費を十分負担する必要がない状況に置かれているわけであり、この問題への言及がないのは、電気事業の持続可能性の観点から考えて問題があるのではないかと考えます。
- 特に容量市場の導入と、旧一般電気事業者による発電から小売への内部補助を関連付ける意見が、数回出ていますが、容量市場は、ピーク電源の固定費回収を助けそれを維持するためであり、これが無くては逆に、ピーク電源のkW 価値に対するフリーライドを認めてしまうものだというのが私の理解です。

3. 三段階料金について（P20（4））

- 社会的弱者対策としての三段階料金の有効性や公平性については、疑問を指摘する意見が多々出されておりましたが、私もこの点同意見です。社会的弱者対策は、社会政策として行われるべきであり、自由化した市場である電気料金を通じて行うことは正当性が認められず、自由化そのものをゆがませしまう懸念があると考えております。
- さらに付言すれば、三段階料金の規制料金が供給義務として維持されれば、「消費

電力量の多い低圧需要のクリームスキミング」を誘発してしまうでしょう。これは市場の競争環境を歪めることになります。

4. 消費者の選択基盤強化（P26（2））

- 消費者の選択基盤を強化するには、一覧性があり比較可能な形で各社のメニューを閲覧できることが必要です。価格のみならず環境性等も含めた評価軸に沿って多様なメニューを比較できて初めて、自由化による消費者の選択基盤が強化されたといえると理解しています。料金の経過措置解除を検討する会合のタスクではないかもしれませんが、自由化を消費者にとってより意義のあるものにしていくことが重要であると考えています。本報告書案では、P26でも、P5「今後必要となると考えられる事項」でも、「今後、必要に応じて検討を行っていく必要があると考えられる」と検討の可能性を言及しているにとどまっていますが、もう少し積極的に選択基盤を強化する方向で議論を進めるべきと考えています。

以上